



新型コロナウイルス感染症に関連する 偏見や差別をなくしましょう

～ お互いを思いやる気持ちを大切に！ ～

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大する中、感染への不安から感染した方や感染症に関わる方、また、それらの関係者の方などへの誹謗・中傷、差別的な取扱いといった行為が報告されています。

感染症の収束が見通せない中、私たちは目に見えないウイルスに対し、強い不安やおそれを感じ、感染症に関わる方たちを過剰に避けようとして、差別的な行動をとってしまう場合があります。

このような行動は、感染が疑われる方に受診をためらわせ、結果的に感染が拡大するという負の連鎖を引き起こしてしまう可能性があります。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、誹謗・中傷、いじめ等は人権を侵害するものであり、決して許されません。

誰もがウイルスに感染したくはありませんが、誰にでも感染は起こりうることです。あなたやあなたの大切な人も感染するかもしれません。

もし感染したら、あなたならどのように接してほしいと思うでしょうか。

感染拡大を防ぐためには、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策と同じように、誹謗・中傷や差別的な取扱いの感染を防ぐことが大切です。

県民の皆さまには、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的機関が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した冷静で適切な行動をお願いします。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持ちましょう。

～ 人権に関する相談はこちら ～

大分県

人権尊重・部落差別解消推進課

TEL: 097-506-3181 【新型コロナ人権相談専用ダイヤル】
(平日 8:30～17:15)

E-mail: a13710@pref.oita.lg.jp

※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで、多少日数を要する場合があります。



法務省

○みんなの人権110番

TEL: 0570-003-110 (平日 8:30～17:15)

○インターネット相談

URL: <https://www.jinken.go.jp/>

○法務省人権相談ホームページ

URL: http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

